令和 5 年度 遊佐町

町民税・県民税のしおり



~完納で 活気みなぎる 町づくり~

町・県民税の申告と納税につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきありがとうございます。 令和5年度版『町民税・県民税のしおり』を作成しましたので、参考にしていただければ幸いです。

❖ 課 税 のしくみ

町・県民税は前年中(令和4年1月1日~令和4年12月31日)の収入から算定された所得をもとに計算され、住みよい地域社会をつくるための費用にあてられます。

□納める人

- ◎ <u>令和 5 年 1 月 1 日に町内に住所のある人</u>で一定の所得のある人**⇒均等割**と**所得割**を納めます。 (令和 5 年 1 月 2 日以後に住所が変わった場合でも、1 月 1 日の住所地の市区町村に納めます。)
- ◎町内に個人事業用の事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、町内に住所のない人⇒均等割を納めます。

□納める方法

- ◎普通徴収·····年4回(6月・8月・11月・翌年1月)に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収……月々の給与(6月~翌年5月)や公的年金から差し引いて納付する方法

□納める額

◎均等割……一定以上の所得のある人に均等に課税されます。

均等割の税額	町民税	県民税
均守的の抗領	3, 500 円	2, 500 円

- ※平成26年度~令和5年度分の均等割は、東日本大震災の復興に関して地方公共団体が実施する防災事業に充てるため、町民税・県民税の年額に500円が加算されています。
- ※県民税均等割額 2,500 円のうち 1,000 円は、「やまがた緑環境税」として、森林を中心とした環境保全等の取組みの財源のために、ご負担いただくものです。
- ◎所得割·····所得から所得控除を差し引いた残りの金額(課税所得金額)に税率を適用して算出します。

総合課税分

所得割の税率	町民税	県民税	
	6 %	4 %	

分離所得分

区分	町民税	県民税
譲渡所得(短期:一般)	5. 4%	3. 6%
譲渡所得(長期:一般)	3 %	2 %
株式等の譲渡所得	3 %	2 %
先 物 取 引	3 %	2 %

【分離所得】

土地・建物等または株式等を売った場合の譲渡所得などは、他の所得と分けて所得割の額を計算します

町・県民税 = 所得割額 (課税所得金額×所得割税率-税額控除額) + 均等割額

- **◇ 町・県民税の非課税規定** ····次のような非課税規定があります。
 - ①均等割・所得割どちらもかからない人
 - (1)令和5年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - (2)本人が障がい者、未成年者(平成 17 年 1 月 3 日以後生まれ)及び寡婦又はひとり親に該当する人で、 前年中の合計所得金額が 135 万円(給与の収入額では 2,043,999 円)以下の人
 - ※令和4年4月1日から民法上の成人年齢引き下げに伴い、未成年判定が18歳未満へ引き下げられました。
 - (3) 前年中の合計所得金額が 39 万円以下の人
 - ※扶養者(年少扶養含む)がいる場合

合計所得金額が「29万円×(扶養人数+1)+27万円」以下の人

- ②所得割だけがかからない人(均等割のみ課税)
 - (1)所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人
 - (2)前年中の総所得金額等が45万円以下の人
 - ※扶養者(年少扶養含む)がいる場合

総所得金額等の合計額が「35万円×(扶養人数+1)+42万円」以下の人

【合計所得金額】

分離して課税される所得額も含み、かつ純損失・雑損失の繰越控除前の所得金額の合計額

【総所得金額】

合計所得金額から、純損 失・雑損失を繰越控除した 後の金額

11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1/ 1 12 /31 33 /31 0//	•••••
非課税になる所得金額	均等割のみ課税となる所得金額	
39 万円以下	39 万円超~ 45 万円以下	
85 万円以下	85 万円超~112 万円以下	
114 万円以下	114 万円超~147 万円以下	
143 万円以下	143 万円超~182 万円以下	
	非課税になる所得金額 39 万円以下 85 万円以下 114 万円以下	39 万円以下 39 万円超~ 45 万円以下 85 万円以下 85 万円超~112 万円以下 114 万円以下 114 万円超~147 万円以下

❖ 町・県民税の計算のしかた

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票

遊佐太郎さん(会社員) は、妻の和子さん、長男の 一郎くん(17歳)、次男の 次郎くん(14歳)と暮らし ています。

太郎さんの令和4年中の 収入は次のとおりです。年 末調整後に確定申告しな い場合は「源泉徴収票」に 基づいて計算します。



受給者番号 0123-456789 個人番号 役職名 遊佐町遊佐字舞鶴202番地 氏 (フリガナ) ユザ タロウ 遊佐 太郎 種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徽収税額 給与·賞与 3 464 464 000 2 04 控除対象扶養親族の數(配偶者を除く) 4 882 000 041 500 控除対象 障害者の数 配偶者特別 控除の額 配偶者 老人 特定 その他 有 從有 000 0 | 380 社会保険料控除等の金額 地震保険料の控除額 120 681 100 000 (摘要) 生命保険料の金額の 内駅 飲料の金 円 新個人年金 の金額 日 住宅者入金等 特別被配分 円 旧価人年金の 100,000 田生命保険 料の金額 介護医療保険 料の金額 120,000 40.000 住宅借入金等 居住開始年 月日(1回日) (1回目) 日 在电像入全等 特別拉赖区分 (2回目) を 住宅借入金等 毎別控除可能 居住開始年 月日(2回目) (フリガナ) 旧長期損害保 配偶者の合語 氏名 遊佐 和子 0 (フリガナ) ユザ イチロウ (フリガナ) ユザ ジロウ 氏名 遊佐 一郎 遊佐 次郎

1. **給与所得金額**を計算します。(4 ページの表1より)

「支払金額」から計算します。「給与所得控除後の金額」と一致するはずです。 $\{(4, 882, 000 \, \exists \div 4) \times 4\} \times 80\% - 440, 000 = 3, 464, 000 \cdots 1\}$ 1.000 円未満切捨て

2. 所得控除額を計算します。(6 ページの表より)

..... 70.000円 生命保険料控除 330.000 円 扶養控除 (一郎) 330.000 円 扶養控除 (次郎) 0円 基礎控除(本人) 430.000 円

計 1.841.100円…②

- (注) 源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」とは一致しません。所得税と住民税 ではそれぞれの控除の計算式や、扶養1人当たりの控除額が違うためです。
- 3. 課税所得金額を計算します。(給与所得金額①-所得控除額②)

3.464.000円(①)-1.841.100円(②)=1.622.000円…③(1.000円未満切捨て)

- 4. **所得割額**を計算します。(課税所得金額③×税率−税額控除)
 - A) はじめに、課税所得金額③に税率(町民税6%・県民税4%)をかけます。

町民税 1.622.000円(③)×6%= 97.320円…⑦ 県民税 1.622.000円(③)×4%= 64.880円…分

B) つぎに、調整控除額を計算します。

所得税と住民税の人的控除額の差を合計します。(4ページの表3より)

「配偶者控除(一般配偶者)… 50,000 円 人的控除額の 扶養控除(一般扶養) …… 50,000円 差の合計額 基礎控除 50,000円 *調整控除 *

* 所得控除額 * 「所得税」と「町・県民税」

では、それぞれの控除の計算

式や扶養 1 人当たりの控除

町・県民税の所得控除額は

6ページに掲載しています。

額が異なります。

平成19年の税源移譲に伴 い生じる所得税と住民税の 人的控除額の差による負担 増を調整するために所得割 額から減額されます。

計算方法は、4ページの表 3をご覧ください。

計 150,000 円…④

合計課税所得金額③が 200 万円以下なので、人的控除額の差の合計額④と合計課税所得金額③の いずれか少ない額の5%(町民税3%・県民税2%)が調整控除額になります。

1,622,000 円…③ > 150,000 円…④

④のほうが少ないので、150,000円×5%になります。

∫ 町民税 150,000円(④)×3%=4,500円…⊙ 調整控除額 】県民税 150,000円(④)×2%=3,000円…①

計 7,500 円

C) Aで求めた額からBで求めた調整控除額を差し引きます。

町民税所得割額 97, 320 円 () ()) -4, 500 円 ()) = 92, 820 円 64, 880 \bowtie (4) -3, 000 \bowtie ($\stackrel{\frown}{}$) =61, 880 \bowtie 県民税所得割額

5. **年税額**を計算します。

町民税➡所得割 92, 820 円+均等割 3, 500 円=96, 300 円…の(100 円未満切捨て) 県民税➡所<u>得割 61, 880 円+均</u>等割 2, 500 円=64, 300 円··・・・ (100 円未満切捨て)

年税額は、「町民税分 + 県民税舎 = 96,300円 + 64,300円 = 160,600円|となります。

(注)譲渡等の分離課税所得がある場合、計算式は異なります。

パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係

パートやアルバイトの収入は、給与所得に区分され、課税の対象になります。他の方の扶養親族であっても 所得額によって、町・県民税がかかります。

給与以外の所得がなく、扶養親族等がない場合、パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係は下の表のようになります。

	令和4年中の収入	の収入 所得金額 町・県民税		
94 万円以下 39 万円以下		39 万円以下	かからない	
94 万円超 100 万円以下 39 万円超 45 万円以下		39 万円超 45 万円以下	均等割がかかる場合がある/ 所得割はかからない	
100 万円超 45 万円超		45 万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある	

公的年金を受給されている方の町・県民税*

受給者の年齢が 65 歳以上か未満かによって次のようになります。(他収入がある場合等は異なります) 〇**65 歳以上の場合**(昭和 33 年 1 月 1 日以前に生まれた人)【年金収入が 149 万円まではかかりません】

20 WW. 21 - 10 25 H (WHITH 00 1 - 2) 2011			, , <u> </u>
	令和4年中の収入	所得金額	町・県民税
	149 万円以下	39 万円以下	かからない
	149 万円超 155 万円以下	39 万円超 45 万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
	155 万円超	45 万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

○65 歳未満の場合(昭和33年1月2日以後に生まれた人)【年金収入が99万円まではかかりません】

令和4年中の収入 所得金額		所得金額	町・県民税		
99 万円以下 39 万円以下		39 万円以下	かからない		
	99 万円超 105 万円以下	39 万円超 45 万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない		
105 万円超 45 万円超		45 万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある		

(※) 町県民税**所得割**は、所得金額が45万円超であっても、所得金額より町・県民税所得控除額が大きい場合はかかりません。

~ 寄附金税額控除について ~

所得税の控除対象となる寄附金で、住民税の控除対象寄附金に該当する場合、町・県民税の所得割額から 税額控除します。

〈控除対象寄附金〉

- ・都道府県、市区町村(地方公共団体)に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ・県または町の条例で指定された寄附金

税額控除の計算方法

(1) 基本控除

(「寄附金額」または「総所得金額等×30%」のいずれか少ない金額-2,000円)×10%

(町民税 6%、県民税 4%)

(2) 特例控除(ふるさと寄附金に限り、基本控除に加算)

都道府県・市区町村(地方公共団体)に対して 2,000 円を超える寄附金について、町・県民税の所得割額 (調整控除後の所得割) の 20%を限度に、(1) の基本控除額に特例控除額が加算されます。

(寄附金額-2,000円)× { 90%-(所得税の限界税率(※)×1.021)} ×特例控除割合

寄附金額 20 000 円

(町民税5分の3、県民税5分の2)

(※)所得税については、累進課税方式がとられており、課税対象所得を数段階に分けて、その区分ごとに異なる税率が課されます。限界税率とは、寄附した方に適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

ふるさと寄附金(ふるさと納税)【控除イメージ試算条件】

・給与収入 400 万円、所得税の限界税率 5%、町・県民税所得割 150, 000 円の方が、地方公共団体に 2 万円の 寄附をした場合、確定申告をすれば以下のように控除を受けることができます。

•	F) F) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
適用下限額	【所得税】	【町・県民税】	【町・県民税】	
2,000円	所得控除による軽減	基本控除	特例控除(所得割額の2割を限度)	
2, 000 1	(20,000円-2,000円)	(20,000 円-2,000 円)×	$(20,000 $ 円 $ -2,000 $ 円 $) \times \{90\% - (5\% \times 10^{-3})\}$	
	×5%×1.021=919円	10%=1,800円	1. 021)} =15, 281 円	

控除額 18,000円

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。

ただし、以下の方は、ワンストップ適用を受けることができません。

- ・所得税等の確定申告書の提出をしなければならない方
- 所得税等の確定申告書又は住民税申告書を提出された方
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市町村の数が5を超える方
- ・申告特例申請書等に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市町村が異なる方

表1 〈給与所得金額の計算表〉

給与収入金額	給与所得金額		
550, 999円まで	0円		
551,000円~1,618,999円	収入金額-550, 000円		
1, 619, 000円~1, 619, 999円	1, 069, 000円		
1,620,000円~1,621,999円	1, 070, 000円		
1, 622, 000円~1, 623, 999円	1, 072, 000円		
1, 624, 000円~1, 627, 999円	1, 074, 000円		
※ 1,628,000円~1,799,999円	※ 収入金額×60%+ 100,000円		
※ 1,800,000円~3,599,999円	※ 収入金額×70%- 80,000円		
※ 3,600,000円~6,599,999円	※ 収入金額×80%- 440,000円		
6, 600, 000円~8, 499, 999円	収入金額×90%-1,100,000円		
8, 500, 000円~	収入金額-1,950,000円		

(注) ※印の欄の「収入金額」は、下記の算式により計算してください。

収入金額 ÷ 4 × 4 1,000円未満切り捨て

表2〈公的年金等の所得金額の計算表〉

年齢区分 公的年金等の収入金額		公的年金等の控除額	
1 Hr — >>	130万円未満	収入金額-60万円(マイナスの場合は0円)	
昭和33年1月2日	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27.5万円	
以後に生まれた人	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68.5万円	
(65歳未満)	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%-145.5万円	
	1,000万円以上	収入金額-195.5万円	
	330万円未満	収入金額-110万円(マイナスの場合は0円)	
昭和33年1月1日	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27.5万円	
以前に生まれた人	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68.5万円	
(65歳以上)	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%-145.5万円	
	1,000万円以上	収入金額-195.5万円	

※公的年金等に係る雑所得以外の所得額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律 10万円、2,000万円を超える場合は一律20万円が上記の控除額より引き下げられます。

表3〈調整控除の計算のしかた〉

区分	控除額		
A =1 === 5V === /== A +== / *	次の①、②のいずれか少ない金額の5%		
合計課税所得金額が 200万円以下の場合	①人的控除額の差の合計額		
2007][]次['07/物日	②合計課税所得金額		
Λ =1 =π 1¥ =Γ ⟨P Λ Φ= ↓\$	【人的控除額の差の合計額一(合計課税所得金額-200万円)】		
合計課税所得金額が 200万円超の場合	<i>の</i> 5%		
2007月月起07%	※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。		

合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

○所得税と住民税の人的控除の差額

所得控除区分		所得税	住民税	差額
	普通障害者	27万円	26万円	1万円
障害者控除	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
3	享婦控除	27万円	26万円	1万円
ひとり	親控除(父)	27万円	26万円	1万円
ひとり	親控除(母)	35万円	30万円	5万円
勤労	学生控除	27万円	26万円	1万円
	一般扶養	38万円	33万円	5万円
+ 美地區	特定扶養	63万円	45万円	18万円
扶養控除	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基	基礎控除		43万円	5万円
		差額		
	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人配偶者	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満		2万円	1万円
※控除の種類と説明は6ページをご覧ください。				

Q & A

■収入がない場合の申告

- Q、私は一人暮らしで、前年中の収入 はありませんでした。収入がなく ても申告をしなければならないの ですか?
- A、町・県民税の申告は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入のなかった方にもその旨を申告していただくようにお願いしています。申告をしていないと国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、所得証明や課税証明が発行できなかったりするなど、各種の行政サービスを受けようとする場合に支障をきたすことがあります。

* * *

■年の途中で転入した場合の町・県民税

- Q、私は今年の4月にA市から遊佐町 に転入したのですが、住民税はど のように納めるのですか?
- A、住民税は、その年の1月1日に住 民登録している市区町村に納めて いただくことになりますので、今 年度の住民税はA市に納めること になります。遊佐町からは課税さ れません。

* * * * * ■死亡した父の町・県民税

- Q、今年の2月に父が死亡しましたが、 その父の町・県民税の納税通知書 が送られてきました。死亡しても 税金がかかるのですか?
- A、町・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に死亡した場合は町・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されますので、死亡された人の税金は、その相続人から納税していただくことになります。

* * * * ■会社を退職した後の町・県民税の納め方

- Q、私は9月末に会社を退職します。 今は毎月の給与から町・県民税が 差し引かれていますが、退職後は どのように納めたらいいですか?
- A、給与所得者の場合、町・県民税は、 6月から翌年5月にかけて毎月の 給料から差し引かれます。9月末 で退職すると、10月から翌年5 月までの分をご自分で納めていた だくことになります。また、最後 に支給される給与から全額を一括 で納付する方法もあります。一括 納付される場合は、お勤め先にお 申し出ください。

❖ 公的年金からの特別徴収

65歳以上で公的年金を受給されている方の<u>年金所得に係る町・県民税</u>は、<u>原則公的年金</u>からの特別徴収(差し引き)となります。

公的年金のほかに給与所得や事業所得などがある場合、それらの所得にかかる税額については、 別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただくことになります。

□対象となる方

次の要件に全て該当する方が対象です。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日現在、公的年金等を受給されている **65 歳以上の方 (昭和 33 年 4 月 2 日 以前に生まれた方)**
- (2) 年額 18 万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
- (3) 遊佐町での介護保険料が年金から差し引かれている方
- ※ご本人の希望により納付方法を変更することはできません。

ロ対象となる税額

◎均等割·····・全額が年金から差し引かれます。ただし、公的年金以外の所得にかかる税額を給与からの差し引きにより納付している方は、給与から差し引かれます。

◎所得割·····所得割のうち、公的年金所得にかかる税額のみが、年金から差し引かれます。その他の所得にかかる税額については、別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただきます。

口納付方法

◎特別徴収1年目の方(令和5年度より新たに特別徴収の対象になる方)

年度の前半(6月・8月)は普通徴収(納付書または口座振替)により直接納付していただきますが、 年度の後半以降(10月~)は、年金からの差し引きに切り替わります。

	<u> </u>					
徴収月	6 月	8月		12月	2月	
徴収方法	普通徴収(納付書	特別徴収(年金から差し引き)				
徴収額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6	

◎特別徴収2年目以降の方(令和4年度から引き続き特別徴収される方)

年度の前半($4 \cdot 6 \cdot 8$ 月)は、前年度の年税額の2 分の1 が年金から差し引かれます。年度の後半($10 \cdot 12 \cdot 2$ 翌年2 月)は、年税額から、年度の前半に徴収された額を引いた残りの額が差し引かれます。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
徴収月	4 月	6 月	8月	10 月	12月	2月
徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収額	(4 年度の年税 額の 1/2)×1/3	(4 年度の年税 額の 1/2)×1/3		(令和5年度 年税額一仮徴収 額)×1/3	(令和5年度 年税額一仮徴収 額)×1/3	(令和5年度 年税額一仮徴 収額)×1/3

◆65 歳未満の公的年金受給者の方

・給与からの特別徴収により納付されている場合

→公的年金に係る町・県民税も原則給与からの特別徴収となります。なお、公的年金に係る町・県民税を普通徴収で納付を希望する場合は、毎年の申告の際に、自分で納付する旨の記載を忘れずにお願いします。

Q & A

- Q 今まで年金所得に対する町・県民税も、給与から引き落とし(特別徴収)されていましたが、 令和5年3月で65歳になりました。年金特別徴収との関係で、令和5年度はどのような 徴収方法になりますか?
- A 年金特別徴収の制度導入にともない、<u>65歳以上の方の年金に対する税額は給与所得から引き落とすこと(特別徴収)ができなくなりました。</u>そのため<u>給与所得に対する町・県民税は</u>給与から、年金所得に対する町・県民税は公的年金からそれぞれ引き落としされます。

(令和5年3月で65歳になられた方の場合は、10月分の年金から年金特別徴収がはじまります。) なお、給与所得と年金所得以外の所得(不動産所得、事業所得等)に対する税額は、これまでどおり給与所得に対する町・県民税として合算して給与から引き落とし(特別徴収)することができます。

☆ 町・県民税所得控除表

❖ 町・県	民税所得控除表						
項目		所 得 控 除 額					
雑 損 控 除	災害、盗難等によって 資産等に損害を受けたとき { ①差引損失額一(所得金額の ②災害関連支出一50,000円	} ①と②のいすれか多い方の金額					
医療費控除	①:支払った医療費の総額-(保険金等で補てんされた金額) (限度額200万円)						
	②:特定一般医薬品等購入費-1万2千円 (限度額8万8千円) あなたやあなたの扶養親族が負担することになっている国民	※地方祝法附則第4条の4の規定を選択する場合 健康保険税、 支払った金額または					
社会保険料控除	介護保険、健康保険、厚生年金、雇用保険、国民年金等を支						
小規模企業共済等 掛 金 控 除	①小規模企業共済、②心身障害者扶養共済、③個人型確定搬出年金(IDECO)の掛金を支払うだとさ … 支払うだ金額 						
生命保険料控除	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保旧一般生命保険料控除・旧個人年金保険料控除(両方の37 15,000円以下 15,001円以上40,000円以下 40,001円以上70,000円以下 70,001円以上 70,000円以下 70 32,001円以上32,000円以下 70 32,001円以上56,000円以下 70 32,001円以上56,000円以下 70 32,001円以上56,000円以下 70 32,001円以上56,000円以下 70 35,001円以上56,000円以下 70 35,001円以上56,000円以上56,000円以下 70 35,001円以上56,000円以下 70 35,001円以上56,001円以上5	支払がある場合は下記によりそれぞれ金額を計算) ・支払保険料の金額 ・支払保険料×1/2+ 7,500円 ・支払保険料×1/4+17,500円 ・35,000円 料控除(新契約) 金保険料控除(それぞれの支払がある場合は下記により ・支払保険料の金額 ・支払保険料×1/2+ 6,000円					
	ウ 32,001円以上56,000円以下 エ 56,001円以上 ※合計適用限度額70,000円	28, 000円					
地震保険料控除	地震保険料の支払合計金額(A) (Aの金額が50,000円以下の場合 A×1/2 (最高25,000円) + (Bの金額か B×1/2+2	『保険料の支払合計金額(B) が5,000円を超える場合 2,500円(最高10,000円) (注)A+Bの最高限度額は25,000円となります。					
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族で 小身に障がいのある人がいるとき 特別	通障害者					
寡婦控除	次の要件のいずれかを満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く)…260,000円 ①夫と死別、夫が生死不明で令和4年中の合計所得金額が500万円以下である ②夫と離別で令和4年中の合計所得金額が500万円以下で扶養親族を有する						
ひとり親控除	未婚又は配偶者と死別・離別している方又は配偶者の生死が明らかでない方で下記の要件をすべて満たす方 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く)…300,000円 ①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること ②合計所得金額が500万円以下であること						
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和4年中の合計所得金額が75万円 以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき						
	令和4年中のあなたの妻または夫の合計所得金額が48万円以下 納税者本人の所得金額 900万円以下	下のとき 【900万円超950万円以下【950万円超1,000万円以下】					
配偶者控除	一般配偶者 330,000円						
	老人配偶者(70歳以上 S28. 1. 1以前生) 380,000円	, , , , ,					
	(注)あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されません。						
	納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 配 48万円超95万円以下 330,000円 220,000円 110,000円	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 115万円超120万円以下 160,000円 110,000円 60,000円					
		120万円超125万円以下 110,000円 80,000円 40,000円					
配偶者特別控除		125万円超130万円以下 60,000円 40,000円 20,000円					
	得 105万円超110万円以下 260,000円 180,000円 90,000円	130万円超133万円以下 30,000円 20,000円 10,000円					
	蟄 初 110万円超115万円以下 210,000円 140,000円 70,000円	133万円超 0円 0円 0円					
	(注) あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には通						
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の令和4年中の合計所得金額が48万円以下であるとき						
基 礎 控 除	すべての方に該当します。	H 7H 1L 6A LT					
	合計所得金額 2,400万円以下	基礎控除額 43万円					
	2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下	29万円					
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円					
	2,500万円超	適用なし					
	一 10 日本に関するもの	は 遊佐町 町民課 課税係 TeL 72-5876 まで					